9　令第三条第三項の規定に基づき届出をしようとするものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式による届出書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき届出書の通数は、三とする。

一　法第二十六条第二項第一号、第三号及び第四号並びに令第二条第二十五項第一号、第三号及び第五号に掲げる行為　別紙様式第一

二　法第二十六条第二項第二号に掲げる行為　別紙様式第二

三　令第二条第二十五項第二号に掲げる行為　別紙様式第三

四　令第二条第二十五項第四号に掲げる行為　別紙様式第四

五　令第二条第二十五項第六号に掲げる行為　別紙様式第五

六　法第二十六条第二項第五号に規定する会社の事業目的の実質的な変更に関し行う同意　別紙様式第六

七　令第二条第十一項第一号に規定する取締役又は監査役の選任に係る議案に関して行う同意　別紙様式第七

八　令第二条第十一項第二号から第四号まで及び前条第四項各号に掲げる議案に関して行う同意　別紙様式第八

九　法第二十六条第二項第六号に規定する支店等の設置　別紙様式第九

十　法第二十六条第二項第六号に規定する支店等の種類又は事業目的の実質的な変更　別紙様式第十

十一　法第二十六条第二項第七号及び令第二条第二十五項第七号に掲げる行為　別紙様式第十一

十二　令第二条第二十五項第八号に掲げる行為　別紙様式第十二

十三　法第二十六条第二項第八号に掲げる行為　別紙様式第十三

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

十四　法第二十六条第二項第九号並びに令第二条第二十五項第九号、第十一号、第十二号及び第十四号に掲げる行為　別紙様式第十四

十五　令第二条第二十五項第十三号に掲げる行為　別紙様式第十五

十六　法第二十六条第二項第十号及び令第二条第二十五項第十号に掲げる行為　別紙様式第十六

十七　令第二条第二十五項第十五号に掲げる行為　別紙様式第十七

10　前項第一号、第六号及び第十三号の届出書にあつては、次に掲げる事項を記載した書類を添付して提出しなければならない。

一　当該届出書を提出するもの（以下この項において「届出者」という。）に関する事項

二　対内直接投資等に係る会社その他の法人に関する事項

三　届出者に出資するものに関する事項

四　届出者の事業方針等に影響を及ぼすものに関する事項

7　令第三条第三項の規定に基づき届出をしようとするものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式による届出書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき届出書の通数は、三とする。

一　法第二十六条第二項第一号、第三号及び第四号に規定する株式、持分又は議決権の取得並びに令第二条第十六項第二号に規定する出資証券の取得、同項第三号に規定する株式への一任運用及び同項第五号に規定する議決権行使等権限の取得　別紙様式第一

二　法第二十六条第二項第二号に規定する株式又は持分の譲渡　別紙様式第二

［号を加える。］

［号を加える。］

三　法第二十六条第二項第五号に規定する会社の事業目的の実質的な変更に関し行う同意　別紙様式第三

三の二　令第二条第十一項第一号に規定する取締役又は監査役の選任に係る議案に関して行う同意　別紙様式第三の二

三の三　令第二条第十一項第二号から第四号まで及び前条第二項各号に掲げる議案に関して行う同意　別紙様式第三の三

四　法第二十六条第二項第六号に規定する支店等の設置　別紙様式第四

五　法第二十六条第二項第六号に規定する支店等の種類又は事業目的の実質的な変更　別紙様式第五

六　法第二十六条第二項第七号に規定する金銭の貸付け　別紙様式第六

［号を加える。］

六の二　法第二十六条第二項第八号に規定する事業の承継　別紙様式第六の二

七　令第二条第十六項第一号に規定する社債の取得　別紙様式第七

八　令第二条第十六項第四号に規定する議決権代理行使受任　別紙様式第七の二

九　令第二条第十六項第六号に規定する議決権代理行使委任　別紙様式第七の三

十　令第二条第十六項第七号に規定する共同議決権行使同意取得　別紙様式第七の四

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［項を加える。］